		八一一二・一三	くず	WO
			クロム	
		八一一二・二二	くず	WO
			タリウム	
		八一一二・五二	くず	WO
第八三類			各種の卑金属製品	
	八三・〇五		卑金属製の書類とじ込み用金具、クリップ、レターコーナー、インデックスタグその他これらに類する事務用品及びストリップ状ステープル（例えば、事務用、いす張り用又は梱包用のもの）	
		八三〇五・一〇	書類とじ込み用金具	LVC四十パーセント又は、CTSH
		八三〇五・二〇	ストリップ状ステープル	LVC四十パーセント又は、CTSH
	八三・〇六		卑金属製のベル、ゴングその他これらに類する物品（電気式のものを除く。）、小像その他の装飾品、額縁その他これに類するフレーム及び鏡	
			小像その他の装飾品	
		八三〇六・二一	貴金属をめっきしたもの	LVC四十パーセント又は、CTSH
	八三・〇八		卑金属製の留金、留金付フレーム、バックル、フック、アイ、アイレットその他これらに類する物品（衣類、履物、日よけ、ハンドバッグ、旅行用具その他の製品に使用する種類のものに限る。）、管リベット、ふたまたリベット、ビーズ及びスパングル	
		八三〇八・一〇	フック、アイ及びアイレット	LVC四十パーセント又は、CTSH
		八三〇八・二〇	管リベット及びふたまたリベット	LVC四十パーセント又は、CTSH
	八三・一一		卑金属製又は金属炭化物製の線、棒、管、板、アーク溶接棒その他これらに類する物品（金属又は金属炭化物のはんだ付け、ろう付け、溶接又は融着に使用する種類のもので、フラックスを被覆し又ははしんに充てんしたものに限る。）並びに卑金属粉を凝結させて製造した金属吹付け用の線及び棒	LVC四十パーセント又は、CTSH
第一六部			機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの機器の部分品及び附属品（第八四類及び第八五類）	
第八四類			原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品	
	八四・〇一		原子炉、原子炉用核燃料要素（カートリッジ式で未使用のものに限る。）及び同位体分離用機器	

		八四〇一・一〇	原子炉	LVC四十パーセント又は、CTSH
		八四〇一・二〇	同位体分離用機器及びその部分品	LVC四十パーセント又は、CTSH
		八四〇一・三〇	核燃料要素（カートリッジ式で未使用のものに限る。）	LVC四十パーセント又は、CTSH
	八四・〇二		蒸気発生ボイラー（低圧蒸気も発生することができるセントラルヒーティング用温水ボイラーを除く。）及び過熱水ボイラー	
			蒸気発生ボイラー	
		八四〇二・一一	水管ボイラー（蒸気の発生量が毎時四五トンを超えるものに限る。）	LVC四十パーセント又は、CTSH
		八四〇二・一二	水管ボイラー（蒸気の発生量が毎時四五トン以下のものに限る。）	LVC四十パーセント又は、CTSH
		八四〇二・一九	その他の蒸気発生ボイラー（組合せボイラーを含む。）	LVC四十パーセント又は、CTSH
		八四〇二・二〇	過熱水ボイラー	LVC四十パーセント又は、CTSH
	八四・〇四		補助機器（第八四・〇二項又は第八四・〇三項のボイラー用のものに限る。例えば、エコノマイザー、過熱器、すす除去器及びガス回収器）及び蒸気原動機用復水器	
		八四〇四・一〇	補助機器（第八四・〇二項又は第八四・〇三項のボイラー用のものに限る。）	LVC四十パーセント又は、CTSH
		八四〇四・二〇	蒸気原動機用復水器	LVC四十パーセント又は、CTSH
	八四・一〇		液体タービン及び水車並びにこれらの調速機	
			液体タービン及び水車	
		八四一〇・一一	出力が一、〇〇〇キロワット以下のもの	LVC四十パーセント又は、CTSH
		八四一〇・一二	出力が一、〇〇〇キロワットを超え一〇、〇〇〇キロワット以下のもの	LVC四十パーセント又は、CTSH
		八四一〇・一三	出力が一〇、〇〇〇キロワットを超えるもの	LVC四十パーセント又は、CTSH